

中央終末処理場汚泥焼却施設改築事業外発注支援業務委託特記仕様書

第1章 総則

1.1 業務目的

本市では、安定的かつ効率的な下水道施設の運営を行っていくため、令和3年度に実施した「中央終末処理場汚泥焼却施設改築事業手法検討業務委託」（以下、「令和3年度業務」という。）の結果に基づき、既設の汚泥焼却施設の改築工事に併せて、水処理及び汚泥処理並びに雨水排水施設を含む中央終末処理場の運転維持管理と一括して発注するDB+O方式を導入することとしている。

本業務は、同発注方式に関する、業者選定に必要な事業実施方針案等の作成において、幅広い知識や高度な専門能力を有し、課題分析及び解決を的確に行う専門家の支援を受けることにより、より質の高い事業実施を行うことを目的とする。

1.2 適用範囲

本特記仕様書は、土木設計業務等共通仕様書を補足し、本業務の実施に関する明細又は特別な事項を定めるものとする。

1.3 業務概要

- 1) 業務名 中央終末処理場汚泥焼却施設改築事業外発注支援業務委託
- 2) 委託期間 契約締結日翌日から令和5年3月31日まで
- 3) 業務場所 和歌山市三葛510番地の1外
- 4) 中央終末処理場汚泥焼却施設改築対象施設

既設は次のとおりとする。

	既設施設	実証施設
ア 汚泥焼却設備	流動床炉 45 t/日	階段式ストーカ炉 35 t/日
イ 汚泥脱水設備	ベルトプレス脱水機 2台	機内二液調質型遠心脱水機 1台
ウ 汚泥濃縮機	重力濃縮	重力濃縮+機械濃縮機 1台
エ その他	焼却施設関連設備（電気設備含む）	

5) 中央終末処理場運転維持管理対象施設

運転維持管理は以下の施設を想定しており、日常の簡易補修を含む運転管理（仕様発注）と修繕業務（金額上限付き性能発注）とを併せた包括的民間委託により実施する。ただし、上記4)で施工した焼却施設に関しては、各種法定点検及び修繕を含むものとする。

- ア 水処理施設
- イ 汚泥処理施設
- ウ 雨水排水施設
- エ その他場内既存施設

6) 事業スケジュール (案)

事業	R5	R6	R7	R8	R9
中央終末処理場汚泥焼却施設改築事業 (運転維持管理)	■		■		
中央終末処理場包括的民間委託 [※]	■				
和歌川終末処理場包括的民間委託 [※]	■				

(※：関連事業)

1.4 管理技術者、担当技術者、照査技術者

1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

2) 管理技術者

- 管理技術者は、下水道事業における「官民連携事業に関する業務」及び「計画（または設計）業務（処理場施設の検討を含むものに限る。）」の直接的な業務経験（管理技術者または担当技術者）を有する者であること。
- 管理技術者は、技術士資格（総合技術監理部門（上下水道-下水道）または上下水道部門（下水道））を有すること。
- 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- 管理技術者は、打合せ協議に出席するものとする。また発注者が庁内会議への参加や関係者へのヒアリング等に出席を求めた場合は協力するものとする。

3) 照査技術者

- 受注者は、遺漏なき審査を実施するため、照査技術者を配置しなければならない。
- 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。
- 照査技術者は、下水道事業における「官民連携事業に関する業務」及び「計画（または設計）業務（処理場施設の検討を含むものに限る。）」の業務経験を有する者であること。

4) 管理技術者は担当技術者を兼ねることができる。

1.5 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1) 本市企業局が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当介入（不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）、協力金の要求及び妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、企業局へ報告、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）を行うこと。

2) 1) により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面に

より発注者に報告すること。

- 3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- 4) 1) 及び2) の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

1.6 その他

- 1) 打合せについては、着手時、完了時、中間3回の合計5回実施するものとする。ただし、業務の進捗状況等により適宜行うこと。なお、打合せ回数の増加による契約変更は行わない。また、打合せ方法は基本的に対面とするが、発注者と協議の上、オンライン会議の活用を可能とする。
- 2) 業務の内容は、第2章に掲げるもののほか、プロポーザルにおいて企画提案を行った事項については漏れなく実施すること。
- 3) 本業務を受注した者は、本業務で確定した官民連携事業に応募、または参画しようとする民間事業者のコンサルタント等の業務を受注することはできない。
- 4) 本業務を受注した者は、本業務で確定した官民連携事業に応募、または参画することはできない。
- 5) 下記の交付金及び国庫補助金の要件を満たす改築内容とすること。また、これらの申請に係る資料作成も含むものとする。
 - ・ 下水道脱炭素化推進事業
 - ・ 防災・安全交付金の重点計画（温室効果ガス削減効果の高い省エネ対策事業）

第2章 業務内容

2.1 事業条件の整理、設定

- 1) 「令和3年度業務」の検討結果を基に、令和5年度に業務発注するための契約及び発注スキームを具体化させること。
- 2) 中央終末処理場汚泥焼却施設改築事業
 - ア 汚泥焼却施設改築において、機械や電気設備、その他施設の配置や既存施設との取り合い条件について、現地踏査やメーカーヒアリング等を実施すること。
 - イ 要求水準書へ記載するための条件を整理すること。以下に例を示す。
 - ・計画汚泥量や汚泥性状の条件整理
 - ・機械設備、電気設備、土木、建築、その他施設に関する条件
 - ・対象施設の各種運転維持管理業務の条件
 - ・対象施設に係る環境基準条件
 - ・対象施設停止中の汚泥処理（他処理場受入れ分含む）方法検討のための条件
 - ・その他条件
- 3) 上記検討を踏まえ、実現可能な事業実施方針を作成し、官民連携事業スキームについて、VFMの算定、定量的・定性的評価、並びに事業スケジュールを整理すること。

なお、本事業における運転維持管理が開始するまで、別途、中央終末処理場及び和歌川終末処理場にて包括的民間委託を実施する予定であるため、関連性には留意すること。また本事業に関連する事業であることから必要に応じて技術的助言等に鋭意努めること。
- 5) 上記で設定した官民連携事業の実施において、業務の各段階で適切な履行監視・評価を行えるよう「モニタリング実施方針（案）」について以下の事項に関して方針の作成を行うこと。
 - ア モニタリングの基本方針（発注者、受注者、第三者の場合）
 - イ モニタリング対象業務の整理
 - ウ モニタリングの実施方針（実施期間、定例会、現地確認等）

2.2 事業者の公募に関わる支援

- 1) 事業者公募関係図書等の作成

業務発注に必要となる、募集要項案、実施方針案、要求水準書案、事業者選定基準案、業務契約書案等、事業者の公募に関わる資料作成の支援を行うこと。
- 2) 財政負担額の算定（予定価格の設定）

実施方針等を踏まえ、本事業における本市の財政事情を考慮した現実的な財政負担額の算定（予定価格の設定）について、市と協議のうえ検討すること。
- 3) 弁護士による法務審査

業務遂行にあたり、本業務の同等の業務経験を有する弁護士に法務的支援（助言・協力）を受けること。なお、受注者は弁護士法第72条における非弁行為にあたる業務を行わないよう留意し、法律事務に係る業務の成果の責任は当該弁護士に委ねるも

のとする。

4) その他支援

業務発注において、公募に関わる資料について、事業者からの質疑等があった場合の回答作成や公募資料の修正に鋭意協力するものとする。

2.3 報告書とりまとめ

本業務の調査及び検討内容を報告書として作成すること。報告書は、本業務での検討プロセス及び検討結果、課題等をわかりやすく整理すること。検討で用いた資料については、参考編として取りまとめること。また、庁内検討用に、報告書概要版の作成すること。

第3章 成果品

1) 報告書	A4 判	5 部
2) 報告書概要版	A4 判	5 部
3) 議事録		一式
4) 上記電子データ	CD-R	一式
5) その他発注者が指示するもの		一式